

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市に所在するB工業に解体工として勤務していたが、平成〇年〇月〇日、整地工事現場で重機の手元をしていたときに転倒し、腰を強くひねり負傷した（以下「本件災害」という。）。

同日、請求人は、C医院に受診し、「腰部捻挫、腰部打撲」（以下「本件傷病」という。）と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆとなった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超えるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、医証等から、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、腰部及び左大腿部の神経症状であると認められる。

(2) 本件災害では新たな骨傷は認められておらず、D医師は、障害補償給付支給請求書裏面の診断書で、要旨、エックス線写真上、第4腰椎陳旧性圧迫骨折、MRI画像上、L2/3、3/4、4/5で骨棘形成、腰椎椎間板膨隆、第4腰椎部で狭窄症があるとの所見を述べており、当審査会としては、これらの所見は、主に既往症及び加齢に起因する病変と考えられ、したがって、本件災害に起因する器質的病変の存在は認められないと判断する。また、E医師は、障害の認定に関する意見書で、要旨、腰椎傍脊柱、椎間関節の圧痛は認めるが両下肢の神経学的異常は認められないとの所見を述べていることに鑑みると、当審査会としては、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」には該当せず、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当すると判断する。

(3) 以上のことから、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。